# 全サービス共通事項

令和6年度介護サービス事業者集団指導資料

長崎県長寿社会課 施設・介護サービス班 令和6年9月

# 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

## 概要

【全サービス (居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く)】

○ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】

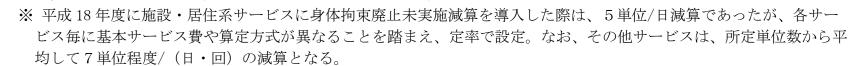
# 単位数

<現行>

なし

<改定後>

業務継続計画未実施減算施設・居住系サービス 所定単位数の 100 分の 3 に相当する単位数を減算 (新設) その他のサービス 所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算 (新設)



# 算定要件等

- 以下の基準に適合していない場合 (新設)
  - ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の 体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
  - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、

#### 減算を適用しない。

○ 1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所についても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。

○ 業務継続計画未策定減算について

問 164 業務継続計画未策定減算はどのような場合に適用となるのか。

#### (答)

- ・ 感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。
- ・ なお、令和3年度介護報酬改定において業務継続計画の策定と同様に義務付けられた、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画未策定減算の算定要件ではない。

問 166 行政機関による運営指導等で業務継続計画の未策定など不適切な運営が確認された場合、「事実が生じた時点」まで遡及して当該減算を適用するのか。

### (答)

- ・ 業務継続計画未策定減算については、行政機関が運営指導等で不適切な取り扱いを発見した時点ではなく、「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算を適用することとなる。
- ・ 例えば、通所介護事業所が、令和7年 10 月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合(かつ、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っていない場合)、令和7年 10 月からではなく、令和6年4月から減算の対象となる。
- ・ また、訪問介護事業所が、令和7年 10 月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合、令和7年4月から減算の対象となる。

問 165 業務継続計画未策定減算の施行時期はどのようになるのか。

(答)

業務継続計画未策定減算の施行時期は下記表のとおり。

	対象サービス	施行時期
1	通所介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施	令和6年4月
	設入居者生活介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通	※ただし、令和7年3
	所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活	月31日までの間、感
	介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介	染症の予防及びまん
	護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅	延の防止のための指
	介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、	針の整備及び非常災
	介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、	害に関する具体的計
	介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型	画の策定を行ってい
	通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認	る場合には、減算を適
	知症対応型共同生活介護	用しない。
2	通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーショ	令和6年6月
	ン	※上記①の※と同じ
3	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーシ	令和7年4月
	ョン、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、	
	夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、介護予防訪問入浴介	
	護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、	
	介護予防福祉用具貸与、介護予防支援	

※居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、特定福祉用具販売及び特定介護予防福 祉用具販売には、業務継続計画未策定減算は適用されない。

# その他

国のQA問165にあるように、令和7年4月からは、訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)福祉用具貸与などで未策定減算が導入されます。

令和6年4月からすでに義務化にはなっているので、計画の策定等はされていると思いますが、今一度ご確認等をお願いします。

また、令和7年3月に当該サービス事業所へ加算・減算の届け出の提出をお願いすることになるかと思います。詳細が決まりましたら、改めて連絡いたします。

# 高齢者虐待防止の推進

## 概要

【全サービス(居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く)】

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者(居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。)について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
- 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道 府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による 相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防 止に向けた施策の充実を図る。

# 単位数

<現行>

<改定後>



高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算 (新設)

※ 平成 18 年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5 単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して7単位程度/(日・回)の減算となる。

# 算定要件等

- 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合 (新設)
  - ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。
  - ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
  - ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- ○全ての施設・事業所で虐待防止措置が適切に行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に虐待防止に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて虐待防止措置の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、高齢者虐待防止に向けた取組の強化を求めるとともに、都道府県別の体制整備の状況を周知し、更なる取組を促す。

○ 高齢者虐待防止措置未実施減算について

問 167 高齢者虐待が発生していない場合においても、虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置(委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと)がなされていなければ減算の適用となるのか。

### (答)

- 減算の適用となる。
- なお、全ての措置の一つでも講じられていなければ減算となることに留意すること。

問 168 運営指導等で行政機関が把握した高齢者虐待防止措置が講じられていない事実が、発見した日の属する月より 過去の場合、遡及して当該減算を適用するのか。

### (答)

過去に遡及して当該減算を適用することはできず、発見した日の属する月が「事実が生じた月」となる。

問 169 高齢者虐待防止措置未実施減算については、虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置(委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと)がなされていない事実が生じた場合、「速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から三月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入居者全員について所定単位数から減算することとする。」こととされているが、施設・事業所から改善計画が提出されない限り、減算の措置を行うことはできないのか。

#### (答)

改善計画の提出の有無に関わらず、事実が生じた月の翌月から減算の措置を行って差し支えない。当該減算は、施設・事業所から改善計画が提出され、事実が生じた月から3か月以降に当該計画に基づく改善が認められた月まで継続する。

○虐待防止委員会及び研修について

問 170 居宅療養管理指導や居宅介護支援などの小規模な事業者では、実質的に従業者が1名だけということがあり得る。このような事業所でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的にしなければならないのか。

### (答)

- ・ 虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にして、規模の大小に関わりなく虐待防止委員会及び研修を定期的に実施していただきたい。小規模事業所においては他者・他機関によるチェック機能が得られにくい環境にあることが考えられることから、積極的に外部機関等を活用されたい。
- ・ 例えば、小規模事業所における虐待防止委員会の開催にあたっては、法人内の複数事業所による合同開催、感染症対策委員会等他委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催することが考えられる。
- ・ 研修の定期的実施にあたっては、虐待防止委員会同様法人内の複数事業所や他委員会との合同開催、都道府県や市町村等が実施する研修会への参加、複数の小規模事業所による外部講師を活用した合同開催等が考えられる。
- ・ なお、委員会や研修を合同で開催する場合は、参加した各事業所の従事者と実施したことの内容等が記録で確認できるようにしておくことに留意すること。
- ・また、小規模事業所等における委員会組織の設置と運営や、指針の策定、研修の企画と運営に関しては、以下の資料の参考例(※)を参考にされたい。
- (※) 社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センター「施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備-令和 3 年度基準省令改正等に伴う体制整備の基本と参考例」令和 3 年度老人保健健康増進等事業、令和 4 年 3 月。

## 2. (1) 認知症への対応力向上に向けた取組の推進(その2)

#### 無資格者への認知症介護基礎研修受講義務づけ

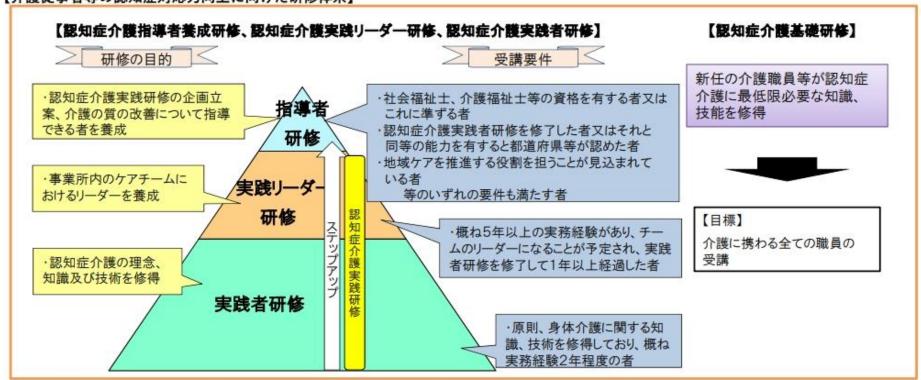
R3.1.13諮問・答申済

■ 介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護に直接携わる職員が認知症介護基礎研修を 受講するための措置を義務づける。【省令改正】 (※3年の経過措置期間を設ける)

#### 全サービス(無資格者がいない訪問系サービス(訪問入浴介護を除く)、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く)

○ 認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。 (※3年の経過措置期間を設ける。新入職員の受講について1年の猶予期間を設ける)

#### 【介護従事者等の認知症対応力向上に向けた研修体系】



## 認知症基礎研修について

- 認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。
- ・3年の経過措置期間は終了し、令和6年4月1日より義務化。

#### 研修の対象者

介護保険施設・事業者等が当該事業を行う事業所に従事する介護職員等。

研修の義務付けが免除される資格等

- ●医師、歯科医師、薬剤師
- ●看護師、准看護師
- ●介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修 一級課程・二級課程修了者
- ●理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師
- ●管理栄養士、栄養士
- ●社会福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士等とする。

介護保険最新情報 Vol. 934 令和 3 年 3 月 16 日、厚生労働省老健局、各サービス基準、介護サービス、運営に関する基準、勤務体制の確保を参照

## 認知症基礎研修について

### 学習内容

- 1認知症の人を取り巻く現状
- ●認知症施策の概要(認知症施策推進大綱)
- 2 具体的なケアを提供する時の判断基準となる考え方
- ●基礎となる理念や考え方●尊厳の保持、偏見や誤解の解消●日常生活・社会生活における意思決定支援とは
- 3 認知症の人を理解するために必要な基礎的知識
- ●認知症の症状と生活や心理への影響 ●症状出現に影響する要因
- 4 認知症ケアの基礎的技術に関する知識と実践上の留意点
- ●チームケアの観点を含めた基礎的な認知症ケアの方法 ●家族介護者への支援方法

https://kiso-elearning.jp/what-kiso/ より抜粋

長崎県のホームページ

受講する場合は、下記のホームページからお申込みください。

https://www.pref.nagasaki.jp/object/shikaku-shiken-bosyu/shikaku-shiken/660677.html

## 書類の提出期限について

長崎県のホームページ

詳しくは、下記のホームページをご覧ください。

介護保険事業者の諸手続き

https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/shinsei-henkou/

# 長崎県介護保険事業所等向けメール配信への登録について

長崎県長寿社会課では、即時の情報伝達のため、介護保険に関する通知等の更新情報をメールにて配信しています。 介護保険事業者等の皆様は、長崎県電子申請システムにてメールアドレスの登録をお願いします。

https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/jigyousya-oshirase/kaigo-mail/